資料1

N-COLLEの試行実施について

Ｎ－COLLE実施要項（案）

1　目的

中学生が、学校の部活動では体験する機会のない様々な文化芸術活動を体験し、文化芸術活動に親しむきっかけとなる機会を提供する。

また、地域の文化芸術団体や専門的な知識・技能をもつ人材と交流することで、地域の文化芸術に親しむとともに、地域全体で子どもたちの文化芸術活動を支える環境づくりにつなげる。

2　対象

市内の中学校に在籍する生徒を基本とする。ただし、活動内容や実施方法等に応じて、小学生を対象に加えることができる。

3　活動内容

文化芸術活動を楽しむことを目的に、地域で行われている様々な活動を組み合わせたプログラムを作成し、中学生等が参加する取組である。

文化芸術活動に触れる入口として、特定の活動に限定せず、地域の団体や専門的な知識・技能をもつ人材等の協力を得ながら、様々な文化芸術活動を体験できる機会を提供する。

具体的な活動内容については、協力いただける団体や人材、活動場所等の状況を踏まえて、決定する。

4　活動の特徴

（1）生徒が興味や関心に応じて、参加する活動を選択できる。

（2）一つの活動にとらわれず、複数の活動を体験することもできる。

（3）学校や学年の枠を越えて、複数の学校の生徒が一緒に活動する。

（4）文化芸術団体などの地域の人材から直接学ぶ機会とする。

（5）技術や技能の向上だけを目的とせず、「体験する」「楽しむ」ことを大切にする。

（6）Ｎ－COLLEをきっかけに、継続して活動したい場合は、本人の希望により、活動団体の規定等に応じて参加や加入をすることができる。ただし、その後の加入手続きや活動への参加等は、Ｎ－COLLEの範囲外とする。

5　令和9年度の試行実施

（1）令和9年度は、Ｎ－COLLEの本格実施に向けた試行実施とする。

（2）試行実施では、生徒のニーズ、活動内容、実施方法、安全管理、参加費の取扱い等について検証し、協力団体については、広く募集するのではなく、事務局が活動内容等を踏まえて選定し、個別に協力を依頼することを基本とする。

（3）試行実施の内容については、生徒へのアンケートや協力団体との協議等を行い、令和 10 年度以降の実施方法の検討に活用する。

6 実施方法

(1)各団体が行っているすべての活動をN－COLLEの対象とするのではなく、各団体の活動の中から、N－COLLEとして実施する体験活動を設定する。

(2)生徒が協力団体の活動に参加する生徒参加型や、協力団体等から講師の派遣を受けて実施する講師派遣型など、活動内容に応じて実施する。

7 活動の設定

(1)活動の実施日時は、平日の放課後及び休日等とする。活動時間は夜 20 時までとする。

(2)活動の実施頻度は、月2回程度を目安とし、活動内容、協力団体の状況、会場等を踏まえて設定する。令和9年度は、活動の実施可能性や生徒の参加状況等を検証しながら、1～2か月程度を単位として活動予定を作成し、必要に応じて次の活動予定に反映する。

(3)事務局は、各活動について、対象者、日時、場所、定員、持ち物、その他必要な事項を協力団体と調整し、参加申込みを受け付ける。

(4)活動の往復における移動は保護者の責任で行う。

(5)小学生が参加する場合、18 時以降の活動については保護者の同伴を必須とする。

8 事前登録及び参加申込み

(1)N－COLLEへの参加を希望する生徒は、年度ごとに事務局へ事前登録を行うものとする。

(2)事前登録は、N－COLLEの活動への参加及び保険加入に必要な手続きを行うためのものとする。

(3)事前登録を行った生徒は、実施する活動の中から、興味や関心に応じて、参加を希望する活動をその都度申し込むものとする。

(4)活動への申込みは、すべて事務局で一括して受け付ける。

(5)複数の活動に申し込むことができる。

(6)申込みが定員を超えた場合は、先着順とする。

(7)参加者決定後、事務局から参加に必要な事項を連絡する。

(8)申込み後に参加できなくなった場合は、速やかに事務局へ連絡するものとする。

9 参加費等

(1)令和9年度のN－COLLEへの参加費は、徴収しない。協力団体等へは活動時間数及び参加生徒数に応じて謝礼を支払う。

・指導料相当(2名まで)　　時間数×1,600 円

・材料費等相当　　参加者数×1,000 円

(2)協力団体等への謝礼、活動に必要な材料費その他の経費については、試行実施を踏まえてその取扱いを検討する。

10 欠席・遅刻等

(1)当日参加者が活動を欠席する場合や遅刻する場合は、協力団体等へ直接連絡するものとする。

11　活動の中止・変更

（1）天候、災害、感染症、協力団体等の都合、参加人数、会場の使用状況その他やむを得ない事情により、活動を中止、延期又は変更することがある。

（2）活動を中止、延期又は変更する場合は、事務局から参加者及び保護者等へ連絡する。

12　安全管理

（1）活動の実施に当たっては、参加者の安全確保を最優先とする。

（2）事務局は、協力団体と活動内容、会場、指導体制、緊急時の対応等について事前に確認する。

（3）活動内容に応じて、必要な安全対策を講じる。

（4）協力団体は、活動中の参加者の安全に配慮し、事故等が発生した場合は、速やかに事務局へ報告する。

（5）活動内容によっては、年齢などの参加条件を設定することがある。

13　保険・事故対応

（1）N－COLLEの参加者については、スポーツ安全保険への加入を基本とする。

（2）保険への加入に必要な事項については、事前登録時に確認する。

（3）保険の補償対象となる活動、補償内容及び加入手続については、保険制度の定めるところによる。

（4）活動中に事故等が発生した場合は、協力団体等が必要な対応を行うとともに、事務局及び保護者等へ連絡する。

（5）事故が発生した場合の保険請求等に必要な手続については、事務局が必要な支援を行う。

14　保護者への周知

（1）事前登録及び活動への参加に当たっては、N－COLLEの趣旨、活動内容、参加方法、安全管理、保険等について、保護者に事前に周知する。

（2）必要に応じて、保護者から参加に関する確認を得るものとする。

15　学校との連携

（1）N－COLLEの実施に当たっては、必要に応じて学校と情報共有を行う。

（2）活動の案内については、学校を通じた周知その他適切な方法により行う。

16　協力団体との連携

（1）事務局は、協力団体と活動に必要な事項を事前に確認する。

（2）協力団体には、参加者の安全確保及び適切な活動運営について協力を求める。

（3）N－COLLEでの体験後に参加者が当該団体への加入等を希望する場合、その後の手続や活動への参加については、参加者と団体との間で行うものとする。

17　個人情報の取扱い

事務局が取得した参加者及び保護者等の個人情報については、N－COLLEの実施、連絡、安全管理、保険手続その他必要な事務のために使用し、必要に応じて在籍する学校と共有するとともに、適切に管理する。

18 検証・評価

令和9年度の試行実施について、参加者アンケートや協力団体等との協議により、参加者数、参加状況、参加者の感想、活動内容、協力団体の状況、安全面、参加費の取扱い、事務局の運営負担等について検証し、令和10 年度以降のN－COLLEの実施方法の検討に活用する。